

## 「射水市の未来」あなたと創ります



射水市観光交流センター(クロスベイ新湊)

### ご挨拶

平素より、議会活動へのご理解とご協力、ご支援を賜り感謝申し上げます。

令和2年6月の射水市議会予算特別委員会において「射水市観光交流センター(クロスベイ新湊)」について質問させて頂きました。質問及び答弁の概要について、皆様にご報告させていただきます。ご一読願えれば幸いです。

# つだ信人

射水市議会予算特別委員会質問及び答弁の概要(令和2年6月)

### 射水市観光交流センター (クロスベイ新湊)について

#### (1)開館時間及び休館日について

開館時間を午前9時から午後9時半までとした理由及び休館日を年末年始のみとした理由について伺う。

**答** 開館時間を午前9時から午後9時半までとした理由については、(市内外の類似施設も参考に、)観光客の受入時間を確保するとともに、夜間におけるコンベンションホールでの宴席対応等、施設の設置目的を踏まえ設定したものの。

また、休館日の設定についても、開館時間の設定と同様の考え方に基づくもので、観光拠点としての役割を担うため、なるべく開館して交流人口の拡大による地域活性化を図っていききたい。

#### (2)観光交流センターの指定管理制度への移行について

**答** 観光交流センターは、条例にあるとおり、観光振興と地域活性化を図るために設置するものであり、なるべく早期に地域経済団体や観光団体が指定管理者となることで、より柔軟な発想により、にぎわい創出をはじめとした施設の設置目的を達成できるものと考えている。

#### (3)PPPについて

この施設はPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)で整備したものと聞いているが、クロスベイ新湊のどの部分が該当するのか。

**答** クロスベイ新湊を構成する射水商工会議所及び射水ケーブルネットワーク(株)はそれぞれ区分所有されたことから、今回、PPPの整備手法として該当する部分は、賃貸借料を支払う射水市観光交流センター部分の2,293.83㎡である。

#### (4)シェアキッチンの利用方法について

使用者は日替わりや週替わり、あるいは月替わりのようにシェアして営業を行うのか？

**答** シェアキッチン2か所と飲食店は、食品衛生法に基づき、まとめて飲食店の許可を商工会議所において取得することとしており、日替わりで希望者に貸し出すことを目標に、今後、利用者を募集することとしている。シェアキッチンは、創業者支援の役割を担うことから、飲食店を運営するふるさと物産推進協議会が設立する会社にアドバイスを受けながら営業することとしている。また、シェアキッチンの利用時間

については午前9時から午後3時までのランチタイムと、午後3時から午後9時までのディナータイムの原則2部制とし、1区画当たりの利用時間を6時間として設定したものの。

(5)コンベンションホールの利用方法について、どのような利用方法を想定しているのか。

**答** 8月1日(土)のオープニングイベントでは、小物等を販売するマルシェを予定しており、今後は、eスポーツの大会開催を予定している。その他にも、例えば、新湊漁港で水揚げされた新鮮な魚介類を使ったレストランとしての活用や、議員からお話をいただいている落語会等、施設の設置目的を達成するため、幅広い利用方法を提供し、多くの来場者を招き入れたい。

(6)ホテルとホールとの連携について、どのような利用方法を想定しているのか。

**答** ホテル事業者と一体となり、例えば全国的な大会の誘致や観光ツアーを旅行会社に提案するなど、ホテルの宿泊者にコンベンションホールを利用してもらう仕掛けに加え、朝食や夕食会場としての利用についても検討していききたい。

(7)屋外パーゴラ及び屋上東屋はどのような利用方法を想定しているのか。

**答** 屋外パーゴラについては、雨天時でも利用できるよう、フリーマーケットやキッチンカーを利用したイベントでの活用を検討している。また、屋上の東屋の部分は、ビアガーデンやヨガ教室等、全面利用を原則として貸し出すこととしている。いずれも、にぎわい創出を図るイベントに貸し出したい。

#### (8)駐車場の月額利用について

時間利用は理解しているが、月額利用を検討できないか。(付近住民の意見)

**答** 駐車場の利用については、近隣の民間駐車場より安価にならないよう配慮しつつ、入庫から4時間無料とし、コンベンション等の施設利用や内川周辺への散策等、新湊地区でゆっくりとした時間を過ごしてほしいと考えたもの。今後は、地域の商店街や飲食店等との連携も検討することとしている。この施設は、観光客の受入拠点として整備するものであり、月極駐車等、長時間の駐車を想定しておらず、ご理解をお願いしたい。

### 政務活動費報告について

射水市議会では政務活動費報告において、その領収書原本の添付が基本とされ、どのように公金を使用したか、射水市のホームページから見る事ができます。

つだ信人の姿勢に賛同いただける射水の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

つだ 信人

〒939-0287

射水市赤井526 TEL.0766-52-0191

もっと詳しく知りたい方へWEBサイトでも活動内容を随時公開中です!

<http://tsuda-shinto.net/>

つだ信人

